

事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、再生可能エネルギーの普及による温室効果ガスの排出削減を図るため、県内の事業者が行う一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備等の導入に要する経費について、当該事業者に対し、予算の範囲内において事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他の法令、関連通知、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。

(補助金の額等)

第3条 補助事業者に交付する補助金の額及びその補助率は、別表4のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号による。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。

3 補助金の交付を申請する者は、別に定める日までに、補助金交付申請書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

5 第3項の規定により補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退するときは、様式第2号による申請辞退届を知事に提出しなければならない。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交

付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、別表6の方法により定める順位ごとに予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たって、第5条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的に影響しない次に掲げるいずれかに該当する軽微な変更については、この限りでない。

イ 補助対象経費の総額の20%以内の減少

ロ 設備費又は工事費が変更前の配分額から20%を超えて増減する場合を除く、補助事業に要する経費間の増減

ハ 補助対象経費の総額に変更が無く、経費間の増減が無い仕様等の変更

ニ その他知事が必要と認めるもの

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。

(4) 交付決定のあった会計年度内であって別に定める日までに事業が完了すること。なお、事業の完了日は、設備等が稼働できる状態（許認可が必要な設備等にあつては、その取得等を含む。）となり、かつ、補助事業に関する支払が完了した日とする。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、様式第5号による遅延等報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(6) 補助事業者は、補助事業による設備整備後、温室効果ガス削減量その他知事が必要と認める項目について効果測定を行い、別に定めるところにより、知事に報告すること。

(7) 補助事業者は、正当な理由なく、補助申請における温室効果ガス削減量を著しく達成できない場合においては、知事の返還命令を受けて補助金を返還すること。

(8) 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。

イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

ロ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。

ハ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

ニ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産の利用を中止し、又は処分したとき。

ホ 正当な理由なく、補助申請における事業効果を著しく達成できないとき。

(9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して、転用、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄又は担保等に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(10) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容、発電量の実績値等を県が公表することに同意すること。

(11) 国が実施する他の補助事業（国以外が実施する間接補助等、国庫を財源とする補助事業を含む。）及びみやぎ環境税を活用する補助金と併用しないこと。

（補助事業の経理等）

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。ただし、取得財産等については、第16条で定める処分の制限を受ける期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

3 前2項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付決定前着手）

第9条 補助事業の着手は、原則として規則第6条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第6号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（状況報告等）

第10条 補助事業者は、補助金交付決定年度の11月末日現在における補助事業の進捗状況を、補助金交付決定年度の12月10日までに、様式第7号による補助事業中間報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度内の事業期間が6ヶ月未満の場合は、中間報告を求めない場合がある。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、様式第8号によるものとする。
2 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、別表7のとおりとする。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1か月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第12条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第15条 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、規則第21条の規定により承認を受けた当該財産の処分を行った場合は、様式第11号による取得財産の処分に係る報告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定により財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第16条 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

(地位の承継)

第17条 補助事業者であるPPA事業者が取得財産等を所有している場合に、当該PPA事業者がPPA契約満了後に、需要家に対し、補助対象財産を譲渡した場合は、当該需要家は補助対象者の地位を承継する。

2 前項の規定により補助対象者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、様式第12号による地位承継届出書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第18条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、環境生活部環境政策課に提出するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１０月２４日から施行し、令和４年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1（第 2 条第 1 項関係）

区分	内容
補助事業者の要件	自家消費型太陽光発電設備を所有する県内事業者のうち、次の各号に掲げる要件を満たす事業者とする。ただし、P P A（※）又はファイナンス・リースにより自家消費型太陽光発電設備を導入する事業者にあつては、当該設備を所有し、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす事業者とする。 （１）法人その他団体（市町村及び一部事務組合を除く。）であること。 （２）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。 （３）事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入支援事業補助金交付要綱施行時から同交付要綱第 4 条に係る交付申請書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。 （４）全ての県税に未納がないこと。 （５）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 2 0 年 1 1 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。 （６）再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づき課税されないこと。

※太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指す。

別表 2（第 2 条第 2 項関係）

区分	内容
補助事業の要件	1 この補助金の補助事業は、次の各号に掲げる手法により、自家消費型太陽光発電設備（出力 4 0 0 k W を上回るもの）の導入を行う事業であること。 （１）自己所有 （２）P P A（※） （３）ファイナンス・リース 2 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

	(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 4 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 5 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の各号をすべて遵守していること。 (1) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (3) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (4) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 (5) 発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。 (6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (9) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (10) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の
--	---

	条例を含む。)の規定を遵守すること。 (11) 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (12) 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 6 PPAの場合、PPA事業者(需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA事業者が、県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の5分の4とすることができる。)。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 7 リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 8 次の各号のいずれかを満たすこと (1) 需要家の敷地内に補助事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(80%)以上とすること。 (2) 需要家の敷地外に、0.5ヘクタールを超える森林開発を行わずに本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 (3) 需要家の敷地外に、0.5ヘクタールを超えて森林を開発して補助事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費する場合、再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和5年宮城県条例第34号)第3条第4号から第6号(非課税認定)までのいずれかに該当すること。
--	--

別表 3 (第 2 条第 3 項関係)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 1 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) 2 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) 3 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) 4 負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 1 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 2 準備、後片付け整地等に要する費用 3 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 4 技術管理に要する費用 5 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 P P A 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表 4（第 3 条第 1 項関係）

区分		内容
補助金の額 及び補助率	先導枠 (水上設置)	①と②の合計額 ① 出力 (※) に 1 k W 当たり 5 万円を乗じて得た額 ② 自営線の設置に要する経費 2 / 3 以内 (上限 2, 0 0 0 万円)
	通常枠	出力 (※) に 1 k W 当たり 5 万円を乗じて得た額 (上限 1 億円)

※ 各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。

別表 5（第 4 条第 2 項関係）

区分	内容
補助金交付申請書 (※1) の添付書類	1 事業計画書（様式第 1 号別添 1） 2 導入する設備のカタログ又は諸元表 3 補助事業実施予定場所の位置図 4 導入設備の配置図、システム図 5 補助事業実施予定場所の年間電力使用量及び月別電力使用量が確認できる書類 6 二酸化炭素排出削減量算定シート（様式第 1 号別添 2）（※2） 7 想定年間電力発電量の根拠 8 工程表 9 実施体制図（※3） 10 収支予算書（様式第 1 号別添 3） 11 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書）（※4） 12 直近 1 か年の決算書類（※5） 13 宣誓書（様式第 1 号別添 4） 14 県税納税証明書（発行から 3 か月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）（※5） 15 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの）（※5） 16 会社概要（事業概要、事業所の所在地、主たる業種、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数が明記されたもの。例：会社案内のパンフレット若しくは会社概要が分かる Web サイトの写し等）（※5） 17 設備設置承諾書（参考様式）（※6） 18 P P A、ファイナンス・リースに関する契約書の案（※6 ※7） 19 その他知事が特に必要と認めるもの

※1 P P A とファイナンス・リースの両方に該当する場合（ファイナンス・リースした設備を P P A に活用する場合等）は、補助事業者以外の P P A 事業者、ファイナンス・リース事業者又は需要家を共同申請者として申請書に明記すること。

※2 環境省「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞」に基づき算定すること。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

※3 P P A 又はファイナンス・リースの場合、P P A 事業者及びファイナンス・リース事業者も体制図に明記すること。

※4 見積書のすべての項目について、収支予算書（様式第 1 号別添 3）の区分毎に作成する支出明細の項目番号（設備費 1、工事費 1、等）又は補助対象外の経費である旨を明記すること。

- ※5 PPA又はファイナンス・リースの場合、電力使用者（需要家）分と併せて、PPA事業者又はファイナンス・リース事業者分についても提出すること。
- ※6 PPA、ファイナンス・リース、又は申請者と設置場所の所有者が異なる場合に提出すること。なお、設備設置承諾書については設置場所の所有者、PPA、ファイナンス・リースに関する契約書の案については電力使用者（需要家）から承諾を受けたものに限る。また、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明する内容となっていること。
- ※7 PPA又はファイナンス・リースの場合、別表2の6に定める補助金額の相当分の控除をしていることを証明できる内容とすること。なお、PPA及びファイナンス・リースのいずれにも該当する場合（ファイナンス・リースした設備をPPAに活用する場合等）は、PPAの契約書及びファイナンス・リースの契約書のいずれも提出すること。

別表6（第6条第1項関係）

区分	内容
交付順位を定める方法	1 別表4に定める先導枠（水上設置）を第1順位、通常枠を第2順位とする。 2 同一の区分においては、発電電力量が多い事業を先の順位とする。 3 発電電力量が同じ場合は、中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者）が実施する事業を先の順位とする。 4 発電電力量が同じであって、中小企業等が実施する事業又は中小企業等以外が実施する事業が複数ある場合は、事業費が少ない事業を先の順位とする。 ※事業の内容によって、交付決定額の調整を行う場合がある。

別表 7（第 11 条第 2 項関係）

区分	内容
補助事業実績報告書の添付書類	1 事業実績書（様式第 1 号別添 1） 2 二酸化炭素排出削減量算定シート（様式第 1 号別添 2） 3 想定年間電力発電量の根拠 4 完成後の導入設備の配置図、システム図 5 収支決算書（様式第 1 号別添 3） 6 完成写真（施工前、施工後が分かる全景、太陽光発電設備等の写真） 7 工事契約（契約書、請書、見積書等）、納品（納品書、保証書）、請求（請求書等）、支払い（払込金受取書等）に係る証憑類の写し 8 P P A、ファイナンス・リース契約書の写し（※） 9 他の補助金を併用している場合は、当該補助金の交付決定・確定通知などの写し 10 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの） 11 その他知事が必要と認めるもの

※ P P A、ファイナンス・リースの場合に必要な添付書類